

しずぎんダイレクトバンキングサービス利用規定（新旧対照表）

変更前(2024年8月18日まで有効)

変更後(2024年8月19日以降有効)

C.積立預金<愛>への預入

(a)振替事前登録口座として登録した積立預金<愛>無通帳式へ預入できます。預入の手続きや適用金利等は、前記(3)B(c)に定める定期預金の作成手続きと同じ取扱とします。

(b)預入限度額は、1取引につき元金1,000万円未満となります。

D.積立預金<愛>の支払

(a)振替事前登録口座として登録した積立預金<愛>の支払ができます。

(b)支払限度額は、1取引につき元金1,000万円未満となります。

(c)総合口座担保契約がある積立預金<愛>はお取扱いできません。

(d)上記以外の手続きや適用金利等は、前記(3)C(e)に定める定期預金の解約手続きと同じ取扱とします。

C.積立預金<愛>への預入

(a)振替事前登録口座として登録した積立預金<愛>一般型または積立預金<愛>無通帳式へ預入できます。預入の手続きや適用金利等は、前記(3)B(c)に定める定期預金の作成手続きと同じ取扱とします。

(b)預入限度額は、1取引につき元金1,000万円未満となります。

D.積立預金<愛>の支払

(a)振替事前登録口座として登録した積立預金<愛>一般型または積立預金<愛>無通帳式の支払ができます。

(b)積立預金<愛>一般型の入金先口座は代表口座となります。積立預金<愛>無通帳式の入金先口座は積立預金の引落口座となります。

(c)支払限度額は、1取引につき元金1,000万円未満となります。

(d)総合口座担保契約がある積立預金<愛>はお取扱いできません。

(e)上記以外の手続きや適用金利等は、前記(3)C(e)に定める定期預金の解約手続きと同じ取扱とします。

E.積立預金<愛>の契約内容変更

(a)振替事前登録口座として登録した積立預金<愛>一般型または積立預金<愛>無通帳式の、毎月の積立金額の変更等の取引条件変更の依頼ができます。

(b)積立預金<愛>一般型の積立金額・積立日の変更について、引落口座名義が本人と異なる場合、お取扱いできません。

(c)取引確定後の取引依頼の変更・取消はいっさいできません。

F.積立預金<愛>の口座解約

(a)振替事前登録口座として登録した積立預金<愛>一般型または積立預金<愛>無通帳式の解約を依頼できます。

(b)口座解約の受付にあたっては、残高0円の口座であること等当行所定の条件を満たす必要があります。

(c)取引確定後の取引依頼の変更・取消はいっさいできません。